

6月15～16日の降雹等に対する農作物技術対策

令和2年6月18日

栃木県農政部経営技術課

I 共 通

被害を受けた作物は、病害虫の被害を受けやすくなるため、二次被害が拡大しないよう薬剤散布を行う。なお、散布に当たっては使用基準を遵守する。

II 麦 類

1 小 麦

- (1) 茎折れ、損傷による品質低下が懸念されるため、穀粒水分が30%以下の適正収穫に努める。
- (2) 倒伏したほ場では刈り取りをていねいに行う。倒伏の著しい場合は刈り分けを行い、穂発芽の発生や被害粒、未熟粒の混入防止に努める。

III 野 菜

1 夏秋なす、夏秋きゅうり

- (1) 損傷の大きい枝や葉を除去し、伸ばす枝をしっかりと固定する。
- (2) 傷ついた果実を摘除し、草勢の回復を促す。
- (3) 草勢回復を図るため、必要により10a当たり窒素、加里を成分で各3～4kg追肥する。
- (4) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

2 かぼちゃ、ゆうがお

- (1) 損傷の大きい葉を除去し、側枝の発生を促す。
- (2) 草勢回復を図るため、必要により10a当たり窒素、加里を成分で各3～4kg追肥する。
- (3) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

3 未成熟トウモロコシ

- (1) 草勢回復を図るため、必要により10a当たり窒素、加里を成分で各3kg程度追肥する。
- (2) 株の倒伏がひどい場合は、できる限り起こす。生育後期で起こす作業が困難な場合は、自力での立ち上がりを待つ。
- (3) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

4 なら

- (1) 被害の程度に応じて捨て刈りを行い、改めて株養成を行う。
- (2) 倒伏した株は、株起こしを行う。
- (3) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

5 えだまめ

- (1) 草勢回復を図るため、必要により速効性肥料を 10 a 当たり窒素、加里を成分で各 1 kg 程度追肥する。
- (2) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

6 とうがらし

- (1) 損傷の大きい枝や葉を除去し、側枝の発生を促す。
- (2) 必要により草勢回復を図るため、10 a 当たり窒素、加里を成分で各 3～4 kg 追肥する。
- (3) 病害の発生が懸念されるため、登録のある殺菌剤を予防的に散布する。

7 たまねぎ

- (1) 倒伏時期を迎えているものは、速やかに収穫を行う。
- (2) りん球への損傷がある場合は、腐敗の原因となるため健全なものと同様に分け、出荷時に腐敗球が混入しないよう注意する。

IV 果 樹

1 なし・りんご等

- (1) 葉や果実及び結果枝等に傷が生じた場合は、速やかに殺菌剤を散布し主要病害の発生予防に努める。
- (2) 傷の軽い果実は、樹勢のバランス、傷の程度、回復度合等を考慮して何回かに分けて摘果する。傷のひどい果実は早めに摘果する。
- (3) 極端に着果不良な園は、新梢が過繁茂になりやすいので、適宜新梢管理を実施する。
なお、新梢伸長停止期に新梢誘引を行うなど、えき花芽着生に努める。
- (4) 果樹棚・網棚等の施設や網の破損が発生した場合は、早急に修繕する。

V 特用作物

1 麻

- (1) 強風で倒伏した株は直ちに起こす。
- (2) 疫病予防のため、排水対策を実施するとともに、通風を良くする。